

付 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(提案理由)

千寿第五学童保育室を設置する必要があるので、この条例案を提出いたします。

第102号議案

財団法人足立区国際親善協会の助成に
関する条例を廃止する条例

右の議案を提出する。

平成14年12月2日

提出者

足立区長 鈴木 恒 年

財団法人足立区国際親善協会の助成に
関する条例を廃止する条例

財団法人足立区国際親善協会の助成に関する条例
(平成元年足立区条例第43号)は、廃止する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

平成14年3月31日をもって解散した財団法人
足立区国際親善協会に対する補助金の清算が完了し
たので、この条例案を提出いたします。

第103号議案

足立区高齢者在宅サービスセンター条例

右の議案を提出する。

平成14年12月2日

提出者

足立区長 鈴木 恒 年

足立区高齢者在宅サービスセンター条例

(目的)

第1条 この条例は、老人福祉法(昭和38年法律

第133号)第15条第2項の規定に基づき、足
立区高齢者在宅サービスセンター(以下「在宅サ
ービスセンター」という。)を設置することによ
り、在宅の虚弱高齢者及び介護を要する高齢者並
びにその介護者等に対して在宅生活を維持するう
えで必要なサービスを提供することを目的とする。
(名称及び位置)

第2条 在宅サービスセンターの名称及び位置は、
次のとおりとする。

名称 足立区高齢者在宅サービスセンター西新井
位置 東京都足立区西新井二丁目5番5号
(事業)

第3条 在宅サービスセンターは、次に掲げる事業
を行う。

- 1 介護保険法(平成9年法律第123号。以下
「法」という。)第7条第1項に規定する通
所介護に関すること。
- 2 食事の提供に関すること。
- 3 生きがい活動支援通所事業に関すること。
- 4 高齢者の家族に対する相談及び指導に関する
こと。
- 5 地域交流スペースの貸出に関すること。
- 6 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認
める事業
(利用対象者)

第4条 在宅サービスセンターを利用できる者は、
次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 1 法第19条第1項の規定による要介護認定を
受けた者
- 2 法第19条第2項の規定による要支援認定を
受けた者
- 3 区内に住所を有する65歳以上の在宅生活を
している者で、かつ、日常生活に援護を必要と
するもの及びその介護者
- 4 前3号に掲げるもののほか、区長が適当と認
める者

2 前項の規定にかかわらず、前条第5号に規定す

る事業については、区民又は区民で構成する団体が利用できる。

(利用の承認)

第5条 在宅サービスセンターを利用しようとする者は、規則で定めるところにより利用の申請をし、区長の承認を受けなければならない。

2 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用の承認をしないものとする。

- 1 利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が、定員に達しているとき。
- 2 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- 3 在宅サービスセンターの管理上支障があると認めるとき。
- 4 前3号のほか、区長が利用を不相当と認めたとき。

(利用料金)

第6条 利用者は、次の各号に掲げる利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を、第10条に規定する在宅サービスセンターの管理受託者に支払わなければならない。

- 1 第4条第1項第1号に該当する者が第3条第1号に規定する事業を利用する場合は、法第41条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額
- 2 第4条第1項第2号に該当する者が第3条第1号に規定する事業を利用する場合は、法第53条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に相当する額
- 3 第4条第1項第3号に該当する者が第3条第2号に規定する事業を利用する場合は、実費相当額の範囲内で区長が別に定める額
- 4 第4条第1項第3号に該当する者が第3条第3号に規定する事業を利用する場合は、法第53条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が

定める基準により算定した費用の額に相当する額の範囲内で区長が別に定める額

2 前項に定めるもの以外の事業の利用料金は、無料とする。

(利用権の譲渡等の禁止)

第7条 利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用承認の取消等)

第8条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の承認を取り消し、又は制限し、若しくは停止することができる。

- 1 第4条第1項第1号の規定により在宅サービスセンターを利用している者が、法第311条第1項の規定により要介護認定を取り消されたとき。
- 2 第4条第1項第2号の規定により在宅サービスセンターを利用している者が、法第34条第1項の規定により要支援認定を取り消されたとき。
- 3 利用の目的に反する行為をしたとき。
- 4 この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又は区長の指示に従わないとき。
- 5 災害その他の事故により、在宅サービスセンターの利用ができなくなったとき。
- 6 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めたとき。

(損害賠償)

第9条 利用者は、その責めに帰すべき理由により、在宅サービスセンターの施設又は設備に損害を与えた場合は、区長が相当と認めた損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(管理委託)

第10条 区長は、在宅サービスセンターの効率的運営を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人に対して、在宅サービスセンターの管理を委託する。

2 前項の委託業務の執行に要する経費については、予算の範囲内において、委託料として支払うものとする。

（委任）

第11条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、平成15年3月1日から施行期日までの間、利用者がこの条例施行の際に利用承認の要件を満たしていることを条件として、条例及びこの条例に基づく規則の定めるところにより、利用の承認をすることができる。

（提案理由）

足立区高齢者在宅サービスセンターを開設する必要があるので、この条例案を提出いたします。

第104号議案

足立区知的障害者援護施設条例

右の議案を提出する。

平成14年12月2日

提出者

足立区長 鈴木恒年

足立区知的障害者援護施設条例

足立区綾瀬福祉園条例（平成4年足立区条例第38号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、足立区知的障害者援護施設（以下「援護施設」という。）の設置及び管理に関して必要な事項を定めることにより、知的障害者の社会参加及び自立を促進し、もって知的障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。

（施設の種類）

第2条 援護施設は、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号、以下「法」という。）第5条第1項に規定する知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設とする。

2 援護施設は、通所施設とする。

（名称及び位置）

第3条 援護施設の名称及び位置は、別表のとおりとする。

（定員）

第4条 援護施設の定員は、区長が別に定める。

（事業）

第5条 援護施設は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 知的障害者の生活適応能力及び就労能力の向上を図るための訓練及び指導に関すること。
- 2 前号に定めるもののほか、区長が必要と認める事業

（休業日）

第6条 援護施設の休業日は、次のとおりとする。

ただし、区長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

- 1 日曜日及び土曜日
- 2 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日
- 3 1月2日及び同月3日
- 4 12月29日から同月31日まで

（入所資格）

第7条 援護施設に入所することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 1 法第15条の1第5項に規定する施設支給決定知的障害者
- 2 社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（平成12年法律第111号）附則第18条に規定する旧措置入所者
- 3 法第16条第1項第2号の規定による措置を